

## イモビライザ - 等盗難防止装置の構造基準(案)の概要

### 1. イモビライザー(電子式移動ロック装置)

#### <構造基準の適用対象>

自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及びスノーモービルを除く。)

#### <装備義務付けの有無>

任意装備

#### <イモビライザー(電子式移動ロック装置)の構造基準の概要>

イモビライザーは、失陥発生時にあっても安全な運行に影響を及ぼすおそれのないものであること。

イモビライザーは、緊急自動車、原動機の動力を他の作業用装置の動力とする自動車及び駐車制動装置を作動させ駐車している自動車を除き、原動機の操作装置が作動の位置にあるときに、イモビライザーを作動状態に操作することができないものであること。

イモビライザーは、車両が自走するに必要な少なくとも2つの独立した装置の機能を停止させることにより、又は少なくとも1つの制御装置が設定するコードにより、車両が自走しないようにすることができるものであること。

触媒を備える自動車に備えるイモビライザーは、その作動により未燃焼燃料を排気装置に排出するものでないこと。

イモビライザーは、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されない構造であること。

- ・ イモビライザーは、一般的な工具により容易に開錠、分解、破壊等ができないものであること。
- ・ 選択可能な入力キーパッドにおけるコード入力の可能性は、少なくとも1万以上の種類があること。
- ・ コードは、5万通り以上の種類を有し、ローリングコード<sup>注)</sup>が組込まれている、又は5000種に対する最低スキャン時間が24時間以上を要するものであること。リモートコントロールにより設定を解除できるイモビライザーは、設定解除後5分以内に原動機の始動装置に操作が加わらない場合には、イモビライザーが作動状態に戻るものであること。

イモビライザーは、自動車の制動装置の解除を妨げないものであること。

等

<sup>注)</sup> ローリングコードとは、施錠する毎に施錠/開錠のためのコードを自動的に変更する仕組みをいう。

### 2. 盗難防止用警報装置

< 構造基準の適用対象 >

自動車(ハンドルバー方式のかじ取り装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにスノーモービルを除く。)

< 装備義務付けの有無 >

任意装備

< 構造基準の概要 >

車両への侵入又は干渉があったときに、音声信号又は音声信号と光学信号等により警報を発するものであること。

- ・ 音声信号の作動時間は、1回につき25～30秒であること。
  - ・ 警報の作動回数は、1度の作動で10回以下であること。
  - ・ 音声信号は、周波数が変調するもの等を除き、その周波数、音圧等について、車両に装着される警音器に準ずる性能を有すること。
  - ・ 光学信号の点滅周波数(音声信号の断続周波数)は、60～180回/分であること。
  - ・ 光学信号は、25秒以上5分間以下の時間で持続するものであること。この場合において、点滅する灯火器は、方向指示器、非常点滅表示灯又は室内灯であること。
  - ・ 少なくともドア、ボンネット又は荷物室の開放が検出されたときには、車両への侵入又は干渉があったものとして警報を発するものであること。等
- 警報装置の操作装置は、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されない構造であること。
- ・ 電子式操作装置は、5万通り以上の種類を有し、ローリングコードが組込まれている、又は5000種に対する最低スキャン時間が24時間以上を要するものであること。
  - ・ 機械式操作装置は、1000通り以上の鍵の種類を有するものであること。

乗降時遅延機能を有する警報装置の遅延時間は、降車時にあっては15秒から45秒の範囲で、乗車時にあっては5秒から15秒までの範囲にあること。

警報装置は、原動機の作動中に不意に作動しないものであること。

等

### 3. 施錠装置

< 構造基準の適用対象 >

乗車定員10人以下の乗用自動車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車(ハンドルバー方式のかじ取り装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車並びにスノーモービルを除く。)

< 装備義務付けの対象 >

乗車定員10人以下の乗用自動車及び車両総重量3.5トン以下の貨物自動車

< 構造基準の概要 >

施錠装置は、原動機の機能を確実に停止させることができ、かつ動力伝達装置、走行装置、変速装置又はかじ取装置のうち少なくともいずれか1つの装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。

施錠装置は、運転者が運転者席において容易に操作することができるものであること。

- ・ 施錠装置は、一つの鍵により操作できるものであること。等

施錠装置は、堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されることがない構造であること。

- ・ 施錠装置は、一般的な工具により容易に開錠、分解、破壊等ができないものであること。
- ・ 施錠装置は、種類の違う鍵を挿入し2.45Nm未満のトルクで回転させてもロックが回転しないものであること。
- ・ 電子式施錠装置は、5万通り以上の鍵の種類を有し、ローリングコードが組込まれている、又は5000種に対する最低スキャン時間が24時間以上を要するものであること。
- ・ 機械式施錠装置は、1000通り以上の鍵の種類を有するものであること。
- ・ かじ取り装置に作用する施錠装置は、300Nmのトルクに耐えるものであること。
- ・ 動力伝達装置に作用する施錠装置は、静的許容トルクの150%のトルクに耐える性能を有すること。
- ・ 変速装置に作用する施錠装置は、変速装置が後退位置又はニュートラル位置（オートマチックの場合にあっては、後退位置、ニュートラル位置又は駐車位置）にあるときにのみ、作動するものであること。

施錠装置の作動中は、原動機の始動装置を操作することができないものであること。

施錠装置は、自動車の制動装置の解除を妨げないものであること。

施錠装置は、原動機の作動中に不意に作動するものでないこと。

等

注) なお、乗車定員11人以上の乗用自動車、車両総重量3.5トン超えの貨物自動車、ハンドルバー方式のかじ取り装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車、スノーモービル、小型特殊自動車並びに大型特殊自動車に備える施錠装置の構造基準については、現在と変更ありません。